産業廃棄物処理施設設置許可証

令和５年12月27日

住所　　大分県佐伯市西浜１０８９７番地６６
氏名　　有限会社アサヒ産業
　　代表取締役　山口　清一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分県知事　佐藤　樹一郎

許可の年月日	令和5年12月27日	許可番号	指令循推第1号の5
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条 第7号　廃プラスチック類の破砕施設（固定式兼移動式） 第8号の2　木くずの破砕施設(固定式兼移動式) 第8号の2　がれき類の破砕施設(固定式兼移動式) 株式会社リョーキ　TEUTON Z55Ⅱ 処理する産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類、木くず、紙くず、ゴムくず、繊維くず、がれき類、金属くず　　以上7種類		
設置場所	大分県佐伯市西浜10897番41		
処理能力	廃プラスチック類 389.2 t/日(8時間)、 木くず 496.6 t/日(8時間)、 がれき類 308.6 t/日(8時間)		
許可の条件	移動式施設の使用は、大分県内(大分市を除く)の当該廃棄物の排出現場内に限る。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	(有)・無		
留意事項	1.　施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2.　計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3.　施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 ２１年 ９月 ２９日

住　所　大分県佐伯市西浜１０８９７番地６６
氏　名　有限会社 アサヒ産業
　　代表取締役　山口 清一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条第１項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分県知事　広 瀬 勝 貞

許可の年月日	平成２１年９月29日	許可番号	廃対 第 ３ 号－ ７
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第８の２号 木くず又はがれき類の破砕施設（移動式） 処理する産業廃棄物の種類：木くず（以上１種類 ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）		
設置場所	大分県内（大分市を除く）の各排出現場 保管場所：佐伯市西浜１０８９７番地４０		
処理能力	３２t/日　（8）時間		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	（有）・　無		
留意事項	１　施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 ２　計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 ３　施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成２９年２月３日

住　所　大分県佐伯市西浜１０８９７番地６６
氏　名　有限会社アサヒ産業
　　代表取締役　山口 清一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条第１項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分県知事　広 瀬 勝 貞

許可の年月日	平成29年2月3日	許可番号	廃対第３号の６６
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第７条第８号の２ がれき類の破砕施設（固定式兼移動式） （BR380JG-3） 処理する産業廃棄物の種類：がれき類、ガラスくず等 以上２種類		
設置場所	大分県佐伯市西浜１０８９７番４０		
処理能力	６８０ｔ／日（８時間）		
許可の条件	移動式施設の使用は、大分県内（大分市を除く）の当該廃棄物の排出現場内に限る。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	（有）・　無		
留意事項	1　施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2　計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3　施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		